

新型コロナウイルス感染症関連 診療報酬Q & A

問1：電話再診における外来管理加算について。

答：電話再診時の外来管理加算は算定不可となっている。

問2：オンライン対応した場合。

答：オンライン診療料の施設基準に係る届出を行ったうえで、オンライン診療料を月に1回に限り算定可となる。ただし、基本診療料の施設基準等第三の八の二(1)ロに規定する施設基準のうち、1月あたりの再診料等の算定回数の合計に占めるオンライン診療料の算定回数の割合が1割以下であることとする要件については適用しないこととする。

((令和2年4月14日付け事務連絡)新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その11))

問3：電話のみで処方箋を出す場合の手順の例をお示しいただければと思います。

(例 保険証確認や診療料の支払い)

答：当該患者の被保険者証の写しをファクシミリで医療機関に送付する、被保険者証を撮影した写真の電子データを電子メールに添付して医療機関に送付する等により、受給資格の確認を行うこと。上記の方法による本人確認が困難な患者についても、電話により氏名、生年月日、連絡先に加え、保険者名、保険者番号、記号、番号等の被保険者証の券面記載事項を確認することで診療をおこなうこととしても差し支えないこと。患者が保険医療機関に対して支払う一部負担金等の支払方法は、銀行振込、クレジットカード決済、その他電子決済等の支払方法により実施して差し支えないこと。患者が、薬局において電話や情報通信機器による情報の提供及び指導を希望する場合は、処方箋の備考欄に「0410 対応」と記載し、当該患者の同意を得て、医療機関から患者が希望する薬局にファクシミリ等により処方箋情報を送付すること。その際、医師は診療録に送付先の薬局を記載すること。また、医療機関は、処方箋原本を保管し、処方箋情報を送付した薬局に当該処方箋原本を送付すること。診療により処方を行う際、診療録等により患者の基礎疾患を把握できていない場合は、処方箋の備考欄にその旨を明記すること。

((令和2年4月10日付け事務連絡)新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて)

問 4 : 他院からコロナ感染以外の入院患者を受け入れたことにより、平均在院日数や看護配置に影響が出た場合の特例措置を設けていただきたい。

答 : 新型コロナウイルス感染症患者の受入れ等の前にこれらの施設基準を満たしていた保険医療機関において、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れたこと等により、平均在院日数、重症度、医療・看護必要度、在宅復帰率、医療区分 2 又は 3 の患者割合等の要件を満たさなくなった場合については、当面の間、直ちに施設基準の変更の届出を行う必要はない。

((令和 2 年 4 月 14 日付け事務連絡)新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その 1 1))

問 5 : 救命救急入院料の請求額が通常 of 2 倍の額となったが、算定方法について示されていないので教えて頂きたい。

答 : 患者の重症化等を防ぐための管理及び医療従事者の感染リスクを伴う診療について新型コロナウイルス感染症患者の重症化や、他の患者及び医療従事者への感染拡大を防ぐための管理の評価として、中等症以上（酸素吸入が必要な状態）の新型コロナウイルス感染症患者（入院基本料又は特定入院料のうち、救急医療管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）については、14 日を限度として 1 日につき救急医療管理加算 1 の 100 分の 200 の相当する点数（1,900 点）を算定できることとする。～中略～なお、いずれについても、届出は不要とすること。

((令和 2 年 4 月 18 日付け事務連絡)新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その 12))

令和 2 年 4 月 28 日現在において、算定方法について具体的に示されたものが発せられていないことから現在調査中とし随時更新していきます。